

明監報第17号

財政援助団体等（明石市立市民会館・明石市立西部市民会館・明石市立市民ホール・明石市立中崎公会堂指定管理者）監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)12月27日

|         |         |
|---------|---------|
| 明石市監査委員 | 藤 本 一 彦 |
| 同       | 星 川 啓 明 |
| 同       | 山 崎 雄 史 |
| 同       | 辻 本 達 也 |

財政援助団体等（明石市立市民会館・明石市立西部市民会館・明石市立市民ホール・明石市立中崎公会堂指定管理者）監査の結果について

I 監査の対象

| 指定管理者               | 管理している公の施設                                       | 所管課                        |
|---------------------|--|----------------------------|
| 共立・NTTファシリティーズ共同事業体 | 明石市立市民会館<br>明石市立西部市民会館<br>明石市立市民ホール<br>明石市立中崎公会堂 | 市民生活局<br>文化・スポーツ室<br>文化振興課 |

II 監査の期間

平成29年10月24日から平成29年12月27日まで

III 監査の範囲

主として、平成28年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

1 明石市立市民会館・明石市立西部市民会館・明石市立市民ホール・明石市立中崎公会堂（以下4施設を合わせて「明石市立市民会館等」という。）

(1) 指定管理者 共立・NTTファシリティーズ共同事業体

代表団体 株式会社共立

構成団体 株式会社NTTファシリティーズ

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 明石市立市民会館等の設置目的を達成するための事業に関すること
  - ② 明石市立市民会館等の利用及びその制限に関すること
  - ③ 明石市立市民会館等の使用料の徴収及び還付に関すること
  - ④ 明石市立市民会館等の維持管理に関すること
  - ⑤ 上記に掲げるもののほか、市長が定める業務
- (3) 平成28年度指定管理料 172,050,000円
- (4) 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

## VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。